

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	一般社団法人 松戸市医師会 会長 川越 正平 千葉県松戸市竹ヶ花45番地の53
工事等の名称	健康診査等に関する業務委託
工事等の場所	本契約書第2条の実施医療機関
種 別	業務委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	別紙「委託契約単価表」のとおり
工事等の概要	健康診査等に関して、医療機関で行う個別健診・検診についての業務委託。
随意契約の理由	特定健康診査、後期高齢者の健康診査、及び各種がん検診事業等の健康診査事業で、特定健康診査の対象者は約8万人、各種がん検診の登録者が約5万人と広く市内一円に居住しています。特定健康診査については、高齢者の医療の確保に関する法律第28条により保険医療機関等を実施を委託できると規定されています。一方、本市の健康診査事業は、各々個別に医療機関と契約を結ぶことの非合理性、非効率又、情報提供の不便性を考慮し、上記一般社団法人 松戸市医師会と契約し、実施してきた経過があります。 その結果、市内約150か所の医療機関の協力を得て均一な健（検）診が受診できています。又、国の制度改正、各健（検）診の実施方法の見直しへの協力等、過去において実績があり、今後の健康診査事業の発展につながるものと思料されます。 ついては、上記一般社団法人 松戸市医師会を委託先に選定することが最も妥当であり、理解されるところであります。よって、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」として、上記一般社団法人 松戸市医師会を随意契約の指名者として選定するものです。

